

事業の開廃等の届出書

受付印 令和 年 月 日	※処理事項 殿	事業者コード	事務所コード	処理区分	予備	整理番号				
		異動年月日								
		区分	元・特・販・製							
元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等	個人番号又は法人番号						(右詰で記載)			
	フリガナ									
	氏名又は名称									
	フリガナ									
	法人にあつては代表者の氏名									
	フリガナ									
住所又は所在地							(電話)			
第144条の34第1項 下記のとおり地方税法 の規定により届け出ます。 第144条の34第3項										
事務所又は事業所	フリガナ									
	名称									
	フリガナ									
	所在地						(電話)			
事業の開始、廃止又は休止の年月日等	開始年月日			廃止年月日						
	令和	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日			
	令和	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日			
休止期間										
令和	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日から				
令和	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日まで				
事業の廃止又は休止の理由										
上記の事務所又は事業所の営業区域										
その他参考となるべき事項										
		異動年月日		令和	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日

1	7	17	22	23	24	26	39
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	カード区分	予備	整理番号	
1 6 3 5 0 0				0 0			

40	45
46	49
1	1
元	特
1	1
販	製

24	26	97
01		
02		129
03		97
04		129
05		121
06		
		141 142 157

24	26	97
07		
08		129
09		121
10		
		141 142 157

24	26	28	30	32	34	36
11						
38	40	42	44	46	48	49

24	26															40	
12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	56
	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟		
41	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	
57	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	72
	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	

24	26	28	30	31
13				

第16号の35様式記載要領

- 1 この届出書は、地方税法(以下「法」という。)第144条の34第1項又は第3項の規定により事業の開始、廃止若しくは休止又はその異動の届出をする場合に使用すること。
- 2 この届出書は、事務所又は事業所ごとに作成して、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に(元売業者にあつては、当該道府県知事を経由して総務大臣に)1通提出すること。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 「区分」欄は、元売業者にあつては「元」、特約業者にあつては「特」、石油製品販売業者にあつては「販」、軽油製造業者等にあつては「製」を丸印で囲むこと。
- 5 「個人番号又は法人番号」欄には、元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 6 「上記の事務所又は事業所の営業区域」欄は、事業の開始、廃止又は休止に係る事務所又は事業所の営業区域に係る道府県名を記載すること。
- 7 法第144条の34第3項の規定により異動の届出をする場合には、異動事項についてその内容を記載するとともに、「その他参考となるべき事項」欄に当該異動事項に係る異動前の内容を記載すること。